

第Ⅱ部 調査の結果

第1章 イギリスにおける青少年のインターネット環境整備状況等

前置き

イギリスと呼ばれている国は、公式には「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国」(United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)である。イギリスは、イングランド、ウェールズ及びスコットランド、北アイルランドの4つから成り、法体系、行政もそれぞれ異なるところがある。ただ、法体系においては、イングランドとウェールズは単一の法域を構成する¹。本報告書において主として対象にするのは、イングランド及びウェールズである。

なお、本稿においては、原則として、国名を表記するときには「イギリス」とし、団体名等を表記するときは、「英国」「英」を用いることにする。また、UK が使われているときは、「連合王国」とする。

1 青少年のインターネット利用環境に関する実態

青少年のインターネット利用に関しては、様々な対策が考えられ、実行に移されてはいるが、インターネット技術は専門家や技術者でさえ追いつくのが必死なほど目まぐるしい速さで発達しており、技術が進歩していく限りは、ますます適切な対策が必要とされる²。最近では英語の携帯端末(mobile)と社交(social)を組み合わせた造語「mocial」も生まれ、少しずつ社会に浸透しつつある。全世界のインターネット利用者の半数が携帯端末からアクセスしているとされ、携帯端末やインターネットがどれだけイギリス人の日常生活の一部を占めつつあるかが伺える³。

(1) 青少年の定義

イギリスにおける「青少年(teen、young adult、youth 等に訳される)」の定義としては、概ね未成年者で7歳から18歳頃までの世代とされるものと、12~25歳を青少年(teen 又は adolescent)とする定義があるが、その年齢定義は統一されておらず曖昧である。全英児童虐待防止協会(The National Society for Prevention of Cruelty to Children : NSPCC)による定義では、18歳未満を「子ども」としている⁴。

1978年児童保護法(The Protection of Children Act 1978)第7条第6項⁵によれば、

¹ http://www.ilex.org.uk/about_legal_executives/the_uk_legal_system.aspx (基準日 2011 年 11 月 29 日)

² Manifesto for a Networked Nation, Race Online 2012, pp.4-10, p.62

http://raceonline2012.org/sites/default/files/resources/manifesto_for_a_networked_nation_-_race_online_2012.pdf (基準日 2011 年 11 月 29 日)

³ Stylist, Issue 96, 5 October 2011, p26 “Why you need to know about Mocial”

⁴

http://www.nspcc.org.uk/Inform/research/questions/definition_of_a_child_wda59396.html#What_law_defines_the_age_of_a_child_in_the_UK? (基準日 2011 年 11 月 26 日)

⁵ 1978 年児童保護法(The Protection of Children Act 1978) 第7条第6項:「児童」とは、第8項に従うことを条件に、16歳未満の者をいう。

同法第7条第8項⁶に定義された擬似写真（pseudo-photograph）が与える印象としての子ども（child）は16歳未満であるが、2003年性犯罪法（The Sexual Offences Act 2003）第45条第2項⁷により、18歳未満に改正された。

国連は、統計上の理由から下記の表（表1-1-1）のとおり、青少年（Youth）を15～24歳と定義しているため、14歳以下を「子ども」と定義する。また、イングランド及びウェールズにおける青少年の犯罪率の統計調査を行った市民社会研究機関は、青少年（Youth）を18歳未満として分類している。

イギリスにおいて、飲酒及び運転免許取得が認許される成人年齢は18歳以上、法的責任が発生する年齢は10歳以上である。

表1-1-1 青少年と年齢定義の違い

定義の場所	定義			
	Child/Children	Teen	Young adult	Youth
国連（United Nations (UN) ⁸ ）		13～19歳	20～24歳	15～24歳
全英児童虐待防止協会（National Society for the Prevention of Cruelty to Children (NSPCC) ⁹ ）	18歳未満			
1978年児童保護法	18歳未満			
市民社会研究機関（CIVITAS Institute for the Study of Civil Society） ¹⁰				18歳未満

（出典：各文献を参考に作成）

（2）青少年の閲覧が望ましくないとされている情報（有害情報）及び青少年の閲覧が違法とされている情報（違法情報）の現状

表1-1-2 違法、不適切／有害の区分け

違法（illegal）	不適切（inappropriate）／有害（harmful）
児童ポルノ（child pornography） 過激ポルノ（extreme pornography） テロリズム（terrorism） 差別（人種、宗教、性、政治的）	暴力（violence） 摂食障害（anorexia, eating disorder） 自殺関連（suicide, cult） ネットいじめ（cyber bullying）

⁶ 1978年児童保護法（The Protection of Children Act 1978）第7条第8項：擬似写真（pseudo-photograph）が、写し出された者が児童（child）であるという印象を伝達する場合には、当該擬似写真は、この法律のすべての適用上、児童を写し出したものとして扱われ、また、写し出された身体的特徴の中に成人の特徴があっても、写し出された者が児童であるという顕著な印象を与える場合には、同様とする。

⁷ 2003年性犯罪法（The Sexual Offences Act 2003）第45条第2項：1978年児童保護法第2条第3項及び同法第7条第6項にある「16」を「18」に置換する。

⁸ <http://social.un.org/index/Youth/FAQ.aspx>（基準日 2011 年 11 月 29 日）

⁹

http://www.nspcc.org.uk/Inform/research/questions/definition_of_a_child_wda59396.html#What_law_defines_the_age_of_a_child_in_the_UK?（基準日 2011 年 11 月 29 日）

¹⁰ <http://www.civitas.org.uk/crime/factsheet-YouthOffending.pdf>（基準日 2011 年 11 月 29 日）

(discrimination on race, religion, sex, politics) ハッキング (hacking) ウィルス送信 (virus/malware) ID (個人情報) 窃盗 (identity theft) オンライン・ショッピング詐欺 (online fraud, phishing)	集団行動のプレッシャー (peer pressure) 賭け事 (gamble) 青少年を対象にしたセールス (sales targeting children) 薬物使用 (drug use) 銃使用 (gun use)
---	---

(出典：UK Cybercrime Report¹¹ と Ofcom's Submission to Byron Review¹²を参考に作成)

犯罪専門学者が作成したオンライン犯罪報告書¹³をもとに上記のとおり表に分けてみたものの、警察やインターネット監視財団 (Internet Watch Foundation：以下「IWF」という。) などの関係者によると、明確な線引きは難しいとされている。実際、IWF によれば、上の項目で不適切又は有害となっているものも、その情報を使用したことによる結果によっては違法とみなされるケースもある。

ア 違法 (illegal)

1959 年及び 1964 年わいせつ刊行物法 (Obscene Publications Act 1959 and 1964) により、児童ポルノ及び過激なポルノの所有は違法 (犯罪) とされる。過激なポルノ画像とは、次のいずれかの定義に該当するものを指す。ただし、人が本物に見えなければならぬため、アニメーション、絵などは取締り対象外となる。画像には、静止画、動画のいずれも該当し、データ形式で保存可能なものも含まれる。

- ・性的興奮を喚起することを唯一、又は主要な目的としているもの
- ・甚だしく不快、気分を害する、いかがわしいもの
- ・露骨、リアルであるもの
- ・人の生命を脅かす行為を描くもの。具体的には絞首、窒息、武器を用いた性的暴行など

イ 不適切 (inappropriate) / 有害 (harmful)

(ア) 暴力行為に関する情報

人間に対する暴力行為のみならず、動物に対する暴力行為も含まれる。

(イ) 摂食障害を招く情報

英国心理学協会 (The British Psychological Society) の報告によれば、ダイエットに関する極端な情報は拒食症などの摂食障害を招く恐れがある。実際に多くの拒食症患者が、モデルや有名人のイメージにとらわれ、ネットから得た情報を基に

¹¹ UK Cybercrime Report, Stefan Fafinski, 1871 Ltd (commissioned by Garkik)

¹² Ofcom's Submission to Byron Review, Annex 2: Current tools and approaches to protecting children from harmful content online, 30 November 2007, p.20

¹³ UK Cybercrime Report, Stefan Fafinski, 1871 Ltd (commissioned by Garkik)

急激なダイエットを実施し、結果的に拒食症に陥るケースが多い。こうしたことから、ダイエットに関する極端な情報も不適切又は有害とされている。この中には、本来なら児童や青少年のお手本となるべき芸能人や有名モデルなどによる情報も含まれている。拒食症患者は女性に多く、スリムなモデル（通称「サイズ・ゼロ」）を率先して採用するファッション業界やモデル・エージェンシーが批判されている。有名ブランドで活躍するモデルが仕事を獲得するために無理なダイエットを行い、その結果亡くなったケースもある。このため、わざとふくよかなモデルを採用したブランドや、「サイズ・ゼロ」モデルは採用しないと宣言したブランド等もあったが、最近のファッション・ショーや雑誌を見ても、依然としてスリムなモデルが多く、ページを飾っている¹⁴。

（ウ）自殺や自虐行為のカルト的なもの

日頃悩みを抱えている、家庭内に問題がある、学校で嫌なことがあって落ち込んでいるなど、情緒不安定なときに関連サイトの内容に惑わされる場合が多いことから、自殺や自虐行為を促す情報も不適切又は有害とされている。また、自殺を誘引するような内容があるものに関しては、場合によっては違法とみなされるケースもある。

（エ）集団行動のプレッシャー、ネットいじめ

携帯電話や PC のほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service：以下「SNS」という。）も、これを利用していないと友人や仲間内の情報から置き去りにされる、または、仲間と行動を共にしないと自分自身がいじめの標的になることがあり、例え自分の意思に反する行動を友人がとったとしても、同じように行動するという状況があることから、集団行動のプレッシャーやいじめを誘引する情報は不適切又は有害であるとされている。

（オ）買物依存症及びネット詐欺

青少年のインターネット利用に関して問題となっているものの一つが、インターネットが青少年にオンラインで高額な買物をするきっかけをつくっていることである。未成年はオンライン上で決済をする際に親（保護者）の同意が必要であることがオンライン・ショッピングの利用規定や購入前の画面などに明記してあるものの、年齢を偽る、親（保護者）のクレジットカードを利用するなどして、物品を購入することが可能である。自身のデビットカード（debit card¹⁵）を持つ青少年も多

¹⁴ Bailey Review, British Psychological Society response, March 2011

¹⁵ 簡易クレジットカードのこと。クレジットカードと違い、自分の口座残高の範囲内でしか使うことができず、即時または数日後の引き落としとなる。ほぼクレジットカード同様にオンラインでも支払いに利用されている。クレジットカードではないため審査もなく、口座開設と同時にもらうことが可能。

く、デビットカードを取得できる年齢も低くなっている。大手銀行の一つであるロイズ TSB 銀行 (Lloyds TSB Bank plc) は、2008 年から 11 歳以上 18 歳未満を対象にした VISA デビットカードのサービスを始めている¹⁶。そのため、PC やスマートフォンから、いつ、どこにいてもインターネットにアクセスできる状況の下、保護者や店員の同意なしにクリック一つで買物ができるのが現状である。また、本来未成年による購入が不可能（または店は販売すると違法）であるアルコール類、タバコ、刃物などの危険物、ギャンブル、ポルノ一般、過激な内容（暴力を含む）のゲーム等が簡単に購入できるという問題がある。特定の携帯電話会社と契約していれば、オンラインで購入したものを毎月の携帯電話サービス利用料金の請求書に加算するという支払方法¹⁷もある。

オンライン・ショッピングの安全利用を専門とするジョン・カー (John Carr) 氏によると、2012 年 1 月の調査段階では、オンライン・ショッピングの際に年齢を確認する堅実なメカニズムが開発されておらず、保護者が子どもの行動を常に見守り、把握することが大切であり、オンラインで物品を購入した際は、配達された商品を保護者が確認する必要があるとしている。これは、青少年による購入が違法である物品を青少年に販売をした販売者側の責任だけではなく、購入者側の管理責任を問う見解である¹⁸。

もう一つの問題は、ネット詐欺である。実際には存在しない商品がインターネット上で売られ、購入者が代金を支払ったにもかかわらず何も配達されないという被害が、子ども、大人を問わず多数報告されているほか、実際の支払金額をはるかに超えて請求される事例や、オンライン・ショッピングに使用したカード情報が盗まれる事例もある。

セキュリティソフト会社の Symantec 社による調査結果が示すように、インターネット利用に自信がある青少年ほど、オンライン・ショッピングの被害に遭っている¹⁹。

(3) 青少年のインターネット利用数・利用率

イギリス全体における家庭でのインターネット利用率は、既に人口の半数以上を超える 77%を占めている。スマートフォンの登場により、携帯端末からのインターネット利用が増加しており、携帯端末からのインターネット利用はこのうち 45%を占める。2010 年の国民統計局の調査では、前年 2009 年だけでも携帯端末からインターネットにアクセスしたのは 600 万人に上り、さらに Wi-Fi を利用したインターネット・アクセス

¹⁶ http://www.lloydstsb.com/current_accounts/under_19s_account.asp (基準日 2011 年 11 月 26 日)

¹⁷ ここでいう「会社」は Vodafone 社。

¹⁸ Digital Parenting, Vodafone 2010, p.47

¹⁹ Digital Parenting, Vodafone 2010, p.48

は前年（2008 年）の 2 倍の 490 万人であった²⁰。また、現在イギリスの子どもは平均 8 歳でインターネットの利用を始めている。2010 年 9 月からは、義務教育開始年齢である 5 歳から必須科目としてインターネット安全教育が教えられることとなった²¹。

表 1－1－3 インターネット利用数・利用率（年齢別）²²

	利用したことがある				利用したことがない			
	千人		%		千人		%	
	2011 Q1	2011Q2	2011 Q1	2011 Q2	2011 Q1	2011Q2	2011 Q1	2011Q2
男性								
すべて	20,674	20,712	84.7	84.6	3,645	3,677	14.9	15.0
16-24	3,679	3,650	98.7	98.5	34	38	0.9	1.0
25-34	4,041	4,075	97.3	97.4	89	95	2.1	2.3
35-44	4,100	4,087	95.5	95.6	176	169	4.1	4.0
45-54	3,784	3,834	89.6	90.2	424	399	10.0	9.4
55-64	2,860	2,865	80.4	80.5	688	686	19.3	19.3
65-74	1,590	1,614	61.9	62.3	970	972	37.8	37.5
75+	620	587	32.8	30.8	1,264	1,319	66.9	69.1
女性								
すべて	20,434	20,544	79.9	80.1	5,094	5,050	19.9	19.7
16-24	3,556	3,535	98.8	99.0	35	26	1.0	0.7
25-34	3,981	4,016	97.7	98.0	81	76	2.0	1.8
35-44	4,164	4,140	95.2	95.2	200	204	4.6	4.7
45-54	3,913	3,943	89.5	89.7	451	451	10.3	10.3
55-64	2,882	2,903	77.6	78.0	827	814	22.3	21.9
65-74	1,484	1,518	52.7	53.4	1,323	1,318	47.0	46.4
75+	455	490	17.3	18.5	2,177	2,160	82.7	81.4

（出典：国民統計局）

※ Q1= 上半期、Q2= 下半期

ア インターネットの利用目的内訳

インターネットを利用する目的は、一般（16 歳以上）と 15 歳以下とで異なる（図 1－1－1、表 1－1－4）。特に成人は、インターネット・バンキングや、仕事などの訪問先所在地を知るために必要な地図の検索、ニュースのサイトを見ることが多いようだが、15 歳以下の利用目的は、下記が主である。

- ・宿題、学校関連
- ・コミュニケーション（インスタント・メッセージの送信など）
- ・SNS
- ・情報収集

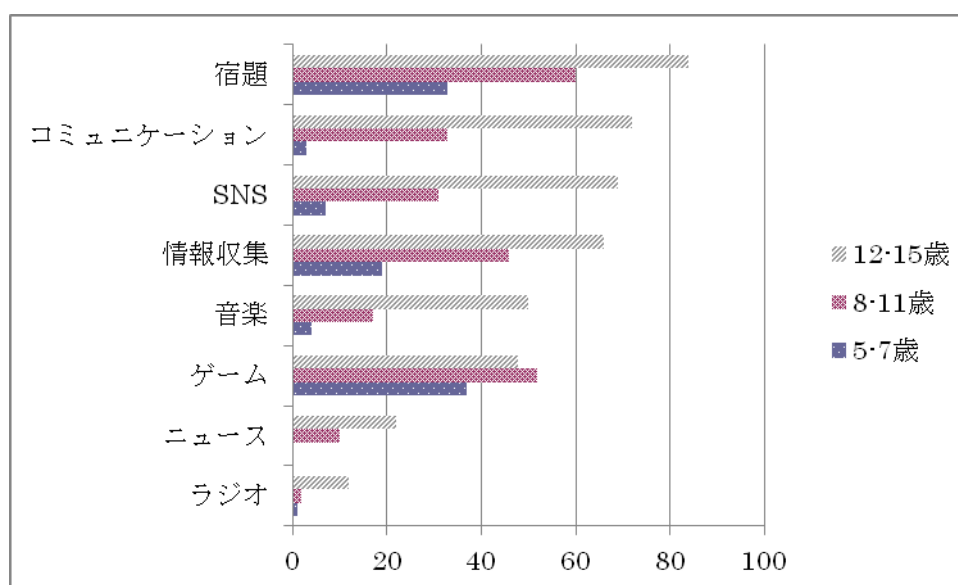
²⁰ Internet Access – Households and Individuals, 2011, Office for National Statistics, 31/08/2011

²¹ イギリスの義務教育は 5 歳～16 歳であり、5～11 歳でプライマリースクールに通い、11～16 歳でセカンダリースクールに通う。http://www.mofa.go.jp/mofaj/world/kuni/0510england.html（基準日 2011 年 11 月 26 日）

²² Internet Access – Households and Individuals, 2011, Office for National Statistics, 31/08/2011（調査対象地域：イギリス全体／調査時期：2009～2010 年／調査手法：特に明記されていないが、月平均 1,200 名にインタビューを行ったものを含む。）

- ・音楽（ダウンロードを含む）
- ・ゲーム（オンライン・ゲームを含む）
- ・ニュース
- ・ラジオ

図1-1-1 インターネット利用目的（2009～2010年子ども／年齢・性別）²³
（単位：％）



（出典：通信庁（Ofcom））

²³ UK Children's Media Literacy, Ofcom, April 2011, p.37（調査対象年齢：2009年分の5～7歳340名、2010年分の5～7歳343名、2009年分8～11歳582名、2010年分8～11歳597名、2009年分12～15歳645名、2010年分12～15歳665名／調査時期：2010年4～5月、9～10月／調査手法：フィールドワークとアンケート）

表 1-1-4 インターネット利用目的 (2011 年／一般／年齢・性別) ²⁴

	16-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65+	男性	女性	全員
%									
SNS	91	76	58	42	30	18	54	60	57
商品やサービスに関する情報収集	63	77	80	83	85	78	78	77	77
旅行や宿泊施設に関する情報収集	45	58	58	63	63	55	58	56	57
インターネット・バンキング	49	72	63	51	50	31	58	52	55
ニュース、新聞、雑誌を読む、及びダウンロード	48	65	57	50	46	41	57	47	53
健康関連の情報収集	30	51	50	38	42	39	38	46	42
教育、トレーニング、コースなどの情報収集	58	46	38	32	19	11	34	39	36
ソフトウェアのダウンロード (ゲーム以外)	38	38	32	23	21	16	39	20	30
就職活動及び申し込み	49	42	31	24	14	2	31	29	30
オンライン電話 (ウェブカメラの利用分を含む)	22	28	21	16	18	17	23	19	21
商品やサービスの販売	28	45	35	31	21	16	35	27	31
オンライン・コースの受講	9	9	6	9	3	3	6	7	7
政治関連のサイトを読む、及び意見の投稿	16	19	16	9	15	8	18	11	14
オンライン・フォーラムの参加及び政治活動	5	8	9	7	9	6	7	7	7
ウィキペディアなどのオンライン百科事典活用	59	52	51	43	39	26	51	43	47
LinkedInなどのビジネス専門サイト活用	8	18	17	14	9	3	16	9	12

過去3ヶ月にインターネットにアクセスした成人対象

(出典：国民統計局)

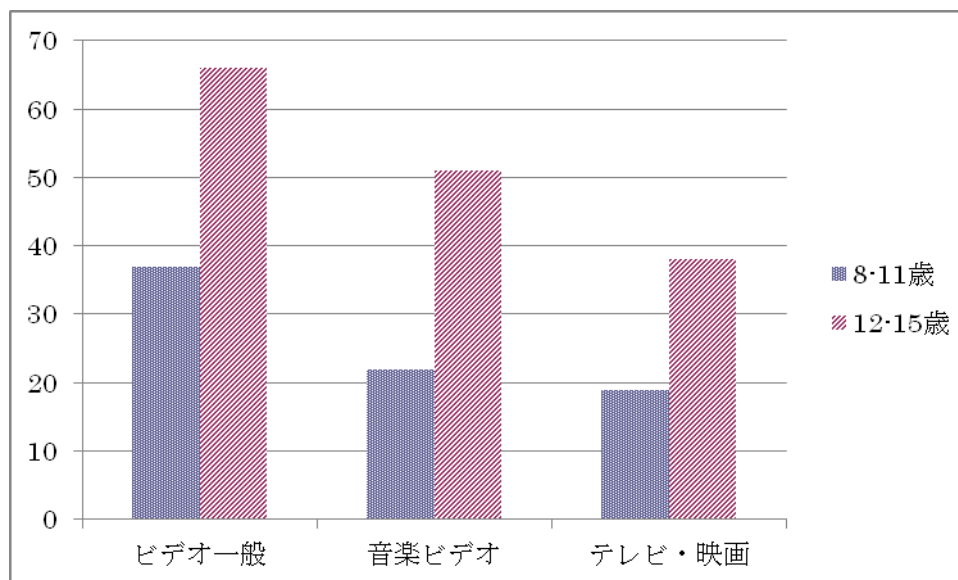
特に 8～15 歳にかけては、ビデオクリップ、音楽、テレビ番組、映画の視聴、またはダウンロードするケースが一般的である(図 1-1-2、表 1-1-5)。また、12～15 歳の約 40%が、音楽や映画は合法かつ無料でのダウンロードが可能であるべきだと答えている²⁵。

²⁴ Internet Access – Households and Individuals, 2011, Office for National Statistics, 31/08/2011 (調査対象地域：イギリス全体／調査時期：2009～2010 年／調査手法：特に明記されていないが、月平均 1,200 名にインタビューを行ったものを含む。)

²⁵ UK children's media literacy, Ofcom, April 2011, p.55

図 1-1-2 視聴・ダウンロード内容/子ども（2010 年／8～15 歳）²⁶

（単位：％）



（出典：通信庁（Ofcom））

表 1-1-5 視聴・ダウンロード内容（2011 年／一般／年齢・性別）²⁷

年齢	16-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65+	男性	女性	全員
％									
映画・音楽	42	47	45	29	34	34	48	32	40
（電子版）本、雑誌、 新聞、教材	25	35	33	26	25	23	34	24	29
PC ソフトウェア、 ビデオゲーム	53	51	50	54	63	63	60	43	54

（出典：国民統計局）

テレビやゲーム機が自室にあると回答した 5～15 歳が 70% 近くを占めたのに対し（図 1-1-3）、インターネット環境が自室にあると回答した者は半数に満たず、自宅ではリビングルームで利用するとの回答が大半を占める一方（図 1-1-4）、インターネット利用時にそばに誰もいないと回答した 5～15 歳は 3 分の 1 を超えている（図 1-1-5）。

²⁶ UK children's media literacy, Ofcom, April 2011, p.38（調査対象地域：イギリス全体／調査時期 2009～2010 年 4～5 月、9～10 月／サンプル数：2009 年分の 8～11 歳 582 名、2010 年分の 8～11 歳 597 名、2009 年分の 12～15 歳 645 名、2010 年分の 12～15 歳 665 名／調査手法：フィールドワークとアンケート）

²⁷ Internet Access – Households and Individuals, 2011, Office for National Statistics, 31/08/2011（調査対象地域：イギリス全体／調査時期：2009～2010 年／調査手法：特に明記されていないが、月平均 1,200 名にインタビューを行ったものを含む。）